

日向市地域防災計画

令和7年9月

日向市防災会議

目次

第1編 総論.....	1
第1章 総則.....	2
第1節 日向市地域防災計画の目的.....	2
第2節 計画の基本方針.....	2
第3節 計画の構成.....	3
第4節 計画の修正.....	4
第5節 計画の遵守.....	4
第6節 用語の定義.....	4
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱.....	5
第1節 各機関の実施責任.....	5
第2節 処理すべき事務または業務の大綱.....	6
第3節 住民等の責務.....	15
第4節 減災に向けた市民運動の展開.....	15
第3章 地震の想定と震災対策.....	16
第1節 震災対策の基本的な考え方.....	16
第2節 想定地震と被害想定.....	17
第3節 減災に向けた取り組み.....	28
第4章 風水害の特性と対策.....	29
第1節 基本的考え方.....	29
第2節 被害想定.....	29
第2編 災害予防計画編.....	31
第1章 防災体制の整備.....	32
第1節 総合的防災体制の整備.....	32
第2節 情報収集伝達体制の整備.....	39
第3節 消防体制及び災害時医療体制の整備.....	41
第4節 緊急輸送体制の整備.....	47
第5節 避難受入体制の整備.....	50
第6節 物資等の確保体制の整備.....	56
第7節 ライフライン確保体制の整備.....	60
第8節 交通確保体制の整備.....	62
第9節 避難行動要支援体制の整備.....	64
第2章 地域防災力の向上.....	69
第1節 市民の防災活動の促進.....	69
第2節 自主防災組織等の育成・強化.....	73
第3章 災害に強い地域づくりの推進.....	79
第1節 都市の防災機能の強化.....	79
第2節 地震・津波災害予防対策.....	86

第3節	風水害予防対策	90
第4節	その他災害対策予防計画	94
第3編	南海トラフ地震防災対策推進計画編	111
第1章	南海トラフ地震防災対策推進計画	112
第1節	南海トラフ地震・津波防災対策	112
第2節	南海トラフ地震臨時情報	118
第3節	南海トラフ地震における訓練及び整備計画	124
第4編	災害応急対策編	127
第1章	地震・津波災害応急対策	128
第1節	応急活動体制の確立	128
第2節	警戒時の情報の収集・連絡及び通信の確保	144
第3節	避難収容活動	159
第4節	消火及び救助・救急活動	170
第5節	医療救護活動	173
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	178
第7節	災害救助法の適用	187
第8節	飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動	189
第9節	応急仮設住宅等及び広域一時避難対策	194
第10節	保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	197
第11節	行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動	203
第12節	被災者等の状況把握とボランティア活動の支援	206
第13節	公共施設等とライフライン施設の応急復旧活動	210
第14節	二次災害の防止活動	217
第15節	海上災害の応急・復旧対策	223
第16節	被災地、避難先及びその周辺の秩序維持、帰宅困難者対策	226
第17節	文教対策	228
第18節	農林水産関係対策	232
第2章	風水害応急対策	234
第1節	活動体制の確立	234
第2節	警戒時の情報の収集・連絡及び通信の確保	249
第3節	避難収容活動	265
第4節	救助・救急及び消火活動	279
第5節	医療救護活動	282
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	287
第7節	災害救助法の適用	295
第8節	飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動	297
第9節	応急仮設住宅等及び広域一時避難対策	302
第10節	保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	305
第11節	行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動	311
第12節	被災者等の状況把握とボランティア活動の支援	314

第13節	公共施設等とライフライン施設の応急復旧活動	318
第14節	二次災害の防止活動	325
第15節	海上災害対策	331
第16節	被災地、避難先及びその周辺の秩序維持、帰宅困難者対策	332
第17節	文教対策	334
第18節	農林水産関係対策	338
第3章	その他災害応急対策	339
第1節	海上災害応急対策計画	339
第2節	航空災害応急対策計画	345
第3節	鉄道災害応急対策計画	348
第4節	道路災害応急対策計画	350
第5節	危険物等災害応急対策計画	353
第6節	大規模火災災害応急対策計画	358
第7節	林野火災応急対策計画	363
第8節	原子力災害応急対策計画	371
第5編	災害復旧・復興計画編	375
第1章	災害復旧・復興対策	376
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	376
第2節	迅速な原状復旧の進め方	377
第3節	計画的復興の進め方	379
第4節	被災者の生活再建等の支援	381
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	387

第1編 総論

第1編 総論

第1章 総則

第1節 日向市地域防災計画の目的

『日向市地域防災計画』は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、日向市防災会議が本市の地域における災害対策において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るとともに、災害時においては、日向市、宮崎県（以下本文中では「市、県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の全機能を有効に発揮して市の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的として策定するものである。

第2節 計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、市、県、国及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の作成並びに推進にあたって、下記の諸事項を基本とする。

1. 過去の災害を教訓として生かす

（1）阪神・淡路大震災

阪神・淡路大震災は、戦後最大級の都市直下型地震による大規模震災であり、これからの防災対策を推進していく上で、次のような様々な問題点が明らかになった。

- 老朽木造住宅の倒壊による多数の犠牲者の発生
- 木造住宅密集地における火災の多発化と大規模化
- 高齢者、障がい者等災害弱者の被害の深刻化
- 交通ネットワークの機能低下による緊急路確保の遅れ及び長期的な経済活動のマヒ
- その他、避難生活の長期化及びライフライン復旧の遅れ など

（2）東日本大震災

東日本大震災は、日本周辺における観測史上最大の地震で、震度7の揺れとその後に襲った大津波により、未曾有の大災害となった。この地震では、次のような新たな課題が明らかとなった。

- 自治体の庁舎や職員の被災による防災機能の低下
- 緊急交通路の確保等緊急輸送体制の混乱
- 膨大な震災がれきの処理
- 男女共同参画、障がい者、高齢者等への配慮不足
- 原子力事故の発生及びそれに伴う長期避難生活の延長 など

これらの問題点を市の地域特性に当てはめて考察し、防災対策の充実強化を図っていく。

2. 初動対応を重視する

阪神・淡路大震災や東日本大震災においても、発災後、いかに素早く活動態勢を確立し、初期の段階で災害に対処していくかが、被害の拡大を防ぐ上で非常に重要であったことが指摘されている。このため、職員の非常参集基準の明確化や災害対策本部の機能強化を図り、被害状況の把握、市民の安全確保、被災者の救援救護、広域的応援要請等の初動対応に必要な事前の計画を策定し、職員及び市民等にも周知していく。

3. 自主防災体制の確立を図る

災害を未然に防止し、災害による被害を最小限にとどめるため、市、県及び国は、地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織及び住民の地域社会連帯の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。

4. 防災関係機関相互の協力体制の推進を図る

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

5. 防災業務施設の整備及び資機材の備蓄等の推進を図る

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備の整備及び物資の備蓄等を図る。

第3節 計画の構成

この計画の構成は、「総論」「災害予防計画編」「災害応急対策編」「南海トラフ地震防災対策推進計画編」「災害復旧・復興計画編」の5編からなり、「災害応急対策編」については、地震・津波災害を対象にするものと、風水害を対象にするもの、その他災害とに分け、『地震・津波災害応急対策』、『風水害応急対策』、『その他災害応急対策』としてまとめる。

なお、個別計画については内容は、以下のとおりである。

総論	本計画についての基本事項と被害想定を掲載
災害予防計画編	災害の発生を未然に防止するために行う事務又は業務についての計画で、防災施設の新設又は改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定める。
南海トラフ地震防災対策推進計画編	南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震・津波防災対策の推進を図る。
災害応急対策編	『地震・津波災害応急対策』と『風水害応急対策』、『その他災害応急対策』に分かれ、災害が発生するおそれがある場合にその発生を予防し、災害が発生した場合に応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象の予報及び警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定める。
災害復旧・復興計画編	災害の発生後、被災した諸施設を復旧し、被災者に対する資金融資等について定める。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって防災関係機関は、関係のある事項について、毎年日向市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を日向市防災会議に提出するものとする。

第5節 計画の遵守

防災関係機関はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令に準拠して策定した本計画をよく理解し、これを遵守するよう努めるとともに、防災に関し万全の措置を講じるものとする。

第6節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
防災計画	災害対策基本法に基づき、日向市防災会議が策定した日向市地域防災計画をいう。
県防災計画	災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。
本部	災害対策基本法に基づき設置された日向市災害対策本部をいう。
本部長	日向市災害対策本部長をいう。
県本部	災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
県地方支部	宮崎県災害対策本部東臼杵地方支部をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部東臼杵地方支部長をいう。
県現地対策本部	宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。
県現地対策本部長	宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。
県地震被害想定調査	宮崎県が実施した宮崎県地震被害想定調査結果をいう。
防災関係機関	市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

※ その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1節 各機関の実施責任

1. 市

市は、市の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、県域を包括する立場で、本章第2節2で掲げる事項を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を援助し、かつ、その調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、市及び県の防災活動が円滑的確に行われるよう、積極的に勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、市及び県等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

5. その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

第2節 処理すべき事務または業務の大綱

市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に係る各機関の業務の大綱は、下記のとおりとする。

1. 日向市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日 向 市	(災害予防) (1) 防災会議に係る事務に関すること (2) 日向市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること (3) 防災施設の整備に関すること (4) 防災に係る教育、訓練に関すること (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること (8) 給水体制の整備に関すること (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること (10) 災害危険区域の把握に関すること (11) 各種災害予防事業の推進に関すること (12) 防災知識の普及に関すること (災害応急対策) (13) 水防・消防等応急処置に関すること (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること (16) 災害時における文教、保健衛生に関すること (17) 災害広報に関すること (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (19) 復旧資機材の確保に関すること (20) 災害対策要員の確保・動員に関すること (21) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること (23) 地域安全対策に関すること (24) 応急給水に関すること (災害復旧) (25) 災害廃棄物の処理に関すること (26) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること (27) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関すること (28) 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること (29) 義援金品の受領、配分に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
宮 崎 県	<p>(災害予防)</p> <p>(1) 宮崎県防災会議に係る事務に関すること</p> <p>(2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること</p> <p>(3) 防災施設の設備に関すること</p> <p>(4) 防災に係る教育、訓練に関すること</p> <p>(5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること</p> <p>(7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること</p> <p>(8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること</p> <p>(9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>(10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること</p> <p>(11) 防災知識の普及に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>(12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること</p> <p>(13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>(14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること</p> <p>(15) 災害救助法の適用に関すること</p> <p>(16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること</p> <p>(17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること</p> <p>(18) 公共土木施設及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>(19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>(20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること</p> <p>(21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>(22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること</p> <p>(23) 地域安全対策に関すること</p> <p>(24) 応急給水に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>(25) 災害廃棄物の処理に関すること</p> <p>(26) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること</p> <p>(27) 物価の安定に関すること</p> <p>(28) 義援金品の受領、配分に関すること</p> <p>(29) 災害復旧資材の確保に関すること</p> <p>(30) 災害融資等に関すること</p>

3. 県の機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日向土木事務所	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害情報の収集伝達及び被害調査 (2) 所管に係る施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
日向保健所	(災害応急対策) (1) 災害時における医療、助産及び救護の指導調整 (2) 災害時における防疫及び食品等の衛生保持の指導
北部福祉こどもセンター	(災害応急対策) (1) 災害救助法の適用に関する指導 (2) 災害救助の連絡調整
東臼杵農林振興局	(災害応急対策) (1) 農林水産物及び農林水産業用施設等の被害調査 (2) 農地及び農業用施設の災害対策及びこれらの指導
東臼杵南部農業改良普及センター	(災害予防・災害応急対策) (1) 農業用施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
北部港湾事務所	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害情報の収集伝達及び被害調査 (2) 所管に係る施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

4. 宮崎県警察本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日向警察署	(災害予防) (1) 災害警備計画に関すること (2) 通信確保に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること (4) 災害装備資機材の整備に関すること (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること (6) 防災知識の普及に関すること (災害応急対策) (7) 災害情報の収集及び伝達に関すること (8) 被害実態の把握に関すること (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (10) 行方不明者の調査に関すること (11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること (12) 不法事案等の予防及び取締りに関すること (13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (16) 広報活動に関すること (17) 死体の見分・検視に関すること

5. 日向市消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日向市消防本部	(災害予防) (1) 消防施設・消防体制の整備に関する事 (2) 救助及び救援施設・体制の整備に関する事 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 (4) 消防知識の啓発・普及に関する事 (災害応急対策) (5) 火災発生時の消火活動に関する事 (6) 水防活動及び水難の救助に関する事 (7) 被災者の救助・救援に関する事 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事

6. 日向東臼杵広域連合

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日向東臼杵 広域連合	(災害応急対策) (1) 遺体の火葬に関する事 (2) 災害廃棄物の焼却に関する事

7. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州厚生局	(災害応急対策) (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事 (2) 関係職員の現地派遣に関する事 (3) 関係機関との連絡調整に関する事
九州農政局 宮崎県拠点	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における応急用食料の供給・支援に関する事 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
宮崎北部 森林管理署	(災害予防) (1) 国有保安林・治山施設の整備に関する事 (2) 林野火災予防体制の整備に関する事 (災害応急対策) (3) 林野火災対策の実施に関する事 (4) 災害対策用材の供給に関する事 (災害復旧) (5) 復旧対策用材の供給に関する事
九州運輸局 宮崎運輸支局	(災害予防) (1) 交通施設及び設備の整備に関する事 (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事 (災害応急対策) (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事 (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事 (7) 緊急輸送命令に関する事

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日向海上保安署	(災害予防) (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること (災害応急対策) (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること (7) 海上における不法事案等の予防及び取り締まりに関すること
宮崎地方気象台	(災害予防・災害応急対策) (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する こと (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及 び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する こと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
九州総合通信局	(災害予防) (1) 非常通信体制の整備に関すること (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること (災害応急対策) (3) 災害時における電気通信の確保に関すること (4) 非常通信の統制、管理に関すること (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸 出しに関すること
宮崎労働局	(災害予防) (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に 関すること (災害補償対策) (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること (災害応急対策) (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地 山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる (災害予防) (1) 気象観測通報についての協力に関すること (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること (3) 災害危険区域の選定又は指導に関すること (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること (8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) (9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること (10) 水防活動の指導に関すること

九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること (12) 災害広報に関すること (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること (15) 海上の流出油に対する防除措置に関すること (16) 応急給水に関すること (災害復旧) (17) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること (18) 港湾、海岸保全施設、上下水道等の応急工法の指導に関すること (その他) (19) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること
自衛隊 (陸上自衛隊) (航空自衛隊) (海上自衛隊)	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) (1) 災害派遣計画の作成に関すること (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること (災害応急対策) (3) 災害派遣による市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

8. 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (日向郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> (災害応急対策) (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること (2) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること
九州旅客鉄道(株) 南延岡工務室	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) (1) 鉄道施設の防火管理に関すること (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること (災害復旧) (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
日向市駅	<ul style="list-style-type: none"> (災害応急対策) (6) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
N T T 西日本(株) 宮崎支店	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) (1) 電気通信施設の整備と防火管理に関すること (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること (災害応急対策) (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること (4) 災害時における重要通信に関すること (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行 (宮崎事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること

日本赤十字社 宮崎県支部	(災害予防) (1) 災害医療体制の整備に関する事 (2) 災害救援物資等の備蓄に関する事 (災害応急対策) (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事 (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関する事
日本放送協会 (宮崎放送局)	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関する事 (2) 災害時における放送の確保対策に関する事 (災害応急対策) (3) 気象予報等の放送周知に関する事 (4) 避難所等への受信機の貸与に関する事 (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 (6) 災害時における広報に関する事 (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
西日本高速道路(株) (九州支社宮崎高速道路事務所)	(災害予防) (1) 管理道路の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) (2) 管理道路の疎通の確保に関する事 (災害復旧) (3) 被災道路の復旧事業の推進に関する事
日本通運(株) 延岡支店	(災害予防) (1) 緊急輸送体制の整備に関する事 (災害応急対策) (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事 (災害復旧) (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事
九州電力(株) 日向営業所 九州電力送配電(株) 日向配電事業所	(災害予防) (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) (2) 災害時における電力の供給確保に関する事 (災害復旧) (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

9. 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎交通(株) 日向詰所	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行運転に関すること (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること
宮崎県 トラック協会	(災害予防) (1) 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること
(株)テレビ宮崎 (株)エフエム宮崎 (株)宮崎放送 (株)ケーブルメディアワイワイ	(災害予防) (1) 防災知識の普及啓発に関すること (2) 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること (6) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
日向市東臼杵郡 医師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること (2) 負傷者に対する医療活動に関すること
日向市・東臼杵郡 歯科医師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における歯科医療救護の実施に関すること (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること
日向市・東臼杵郡 薬剤師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること
宮崎県LPガス協会 日向支部	(災害予防・災害応急対策) (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること
日向管工事協同組合	(災害予防・災害応急対策) (1) 被災調査の実施・報告に関すること (2) 災害対策支援活動に必要な人員、資機材確保に関すること (3) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること
日向地区建設業協会 日向地区建設事業協同組合 日向市東郷町冠会	(災害応急対策) (1) 災害時における応急対策に関すること
一般社団法人 宮崎県バス協会	(災害応急対策) (1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること

10. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(災害予防・災害応急対策) (1) 土地改良施設の整備に関すること (2) 農地湛水の防排除活動に関すること (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧に関すること
農業協同組合	(災害予防・災害応急対策) (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること (4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること
森林組合	(災害予防・災害応急対策) (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること
漁業協同組合	(災害予防・災害応急対策) (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋に関すること
住宅生活協同組合	(災害予防・災害応急対策) (1) 共同利用施設の災害応急対策に関すること (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋に関すること
日向商工会議所 東郷町商工会 日向市商店会連合会	(災害予防・災害応急対策) (1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること
金融機関	(災害予防・災害応急対策) (1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること
病院等医療施設の 管理者	(災害予防・災害応急対策) (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
社会福祉施設の 管理者	(災害予防・災害応急対策) (1) 避難設備の整備及び避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること
学校法人	(災害予防・災害応急対策) (1) 避難施設の整備及び避難訓練に関すること (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること
危険物施設及び 高圧ガス施設の管理者	(災害予防・災害応急対策) (1) 安全管理の徹底に関すること (2) 防護施設の整備に関すること
自主防災会・ 自治会等の団体	(災害応急対策) (1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること
宮崎県建築士会 宮崎県建築士 事務所協会	(災害応急対策) (1) 被災建築物応急危険度判定等に関すること
社会福祉協議会	(災害応急対策) (1) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

第3節 住民等の責務

1. 基本法第7条第2項においては、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない」と定められている。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、日ごろから防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には、避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

2. 企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全、経済活動の維持及び地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において業務継続計画（BCP）及び災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施する等の防災活動の推進に努める。

第4節 減災に向けた市民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、市、県、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成することができるものである。

特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動の展開を図る。

また、県、市町村の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3章 地震の想定と震災対策

第1節 震災対策の基本的な考え方

わが国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

本県においては、国の東南海・南海地震の想定を基に、平成18年度に日向灘地震、えびの・小林地震のシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできた。

一方、本市においては、平成11年3月に防災アセスメント調査を実施し、当該調査結果を基に本市への影響が最も大きい地震を「日向灘北部地震」と位置づけ、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである」との考えを基に、平成24年3月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

県では、この想定を基にさらに詳細なシミュレーションを行い、平成25年10月に最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震の被害想定等を公表した。

この想定は、本市においてもこれまでの想定をはるかに超えるものであることから、この想定への取り組みを今後の市の防災・減災対策の基本として取り組むこととする。

また、本市は、平成25年11月に制定された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けたことから、防災・減災対策を取りまとめた日向市地域防災計画は、同法第5条に規定する「推進計画」に位置付けるものとする。

第2節 想定地震と被害想定

本計画策定に当たって想定する地震は、平成24年3月に国が最新の科学的知見に基づき公表し、その後、国及び県においてさらに検討が進められた「南海トラフ巨大地震」とする。

第1款 地震の特徴

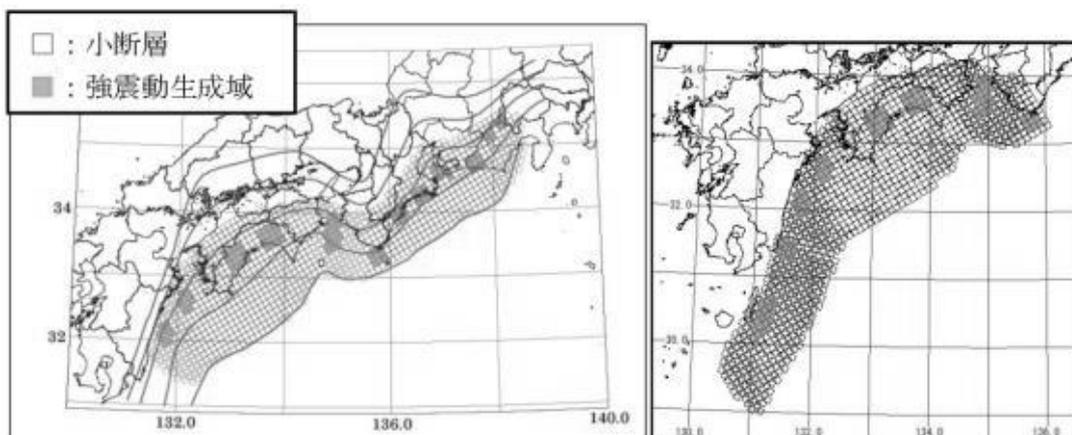
静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）等が発生しており、国は「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。

1. 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強振動生成域（※）を新たに配置したモデルを選定した。

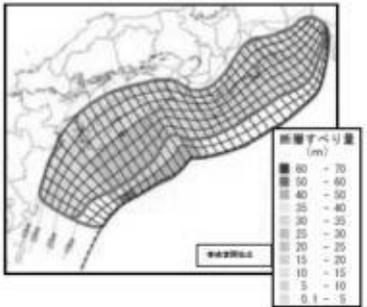
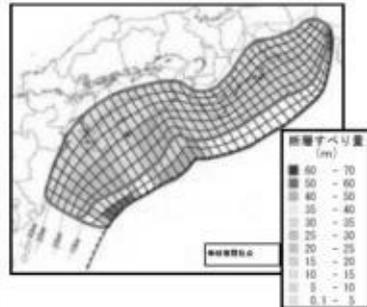
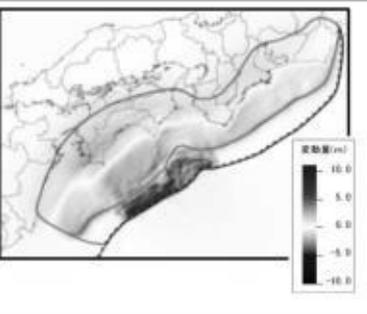
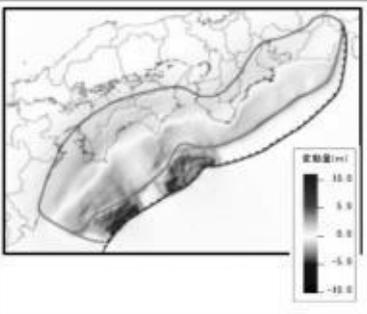
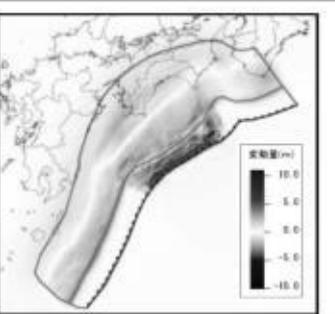


※強振動生成域：強い地震を発生させるところ。

2. 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012. 8）の11 ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

対象津波		南海トラフの巨大地震（考える最大クラス）		
		「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24. 8. 29）による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」による想定地震津波
		（ケース④）	（ケース⑪）	
マグニチュード		Mw = 9.1		Mw = 9.1
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル （以下、内閣府モデル）		宮崎県独自モデル
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
	震源域			
	地盤の鉛直方向変動量分布			

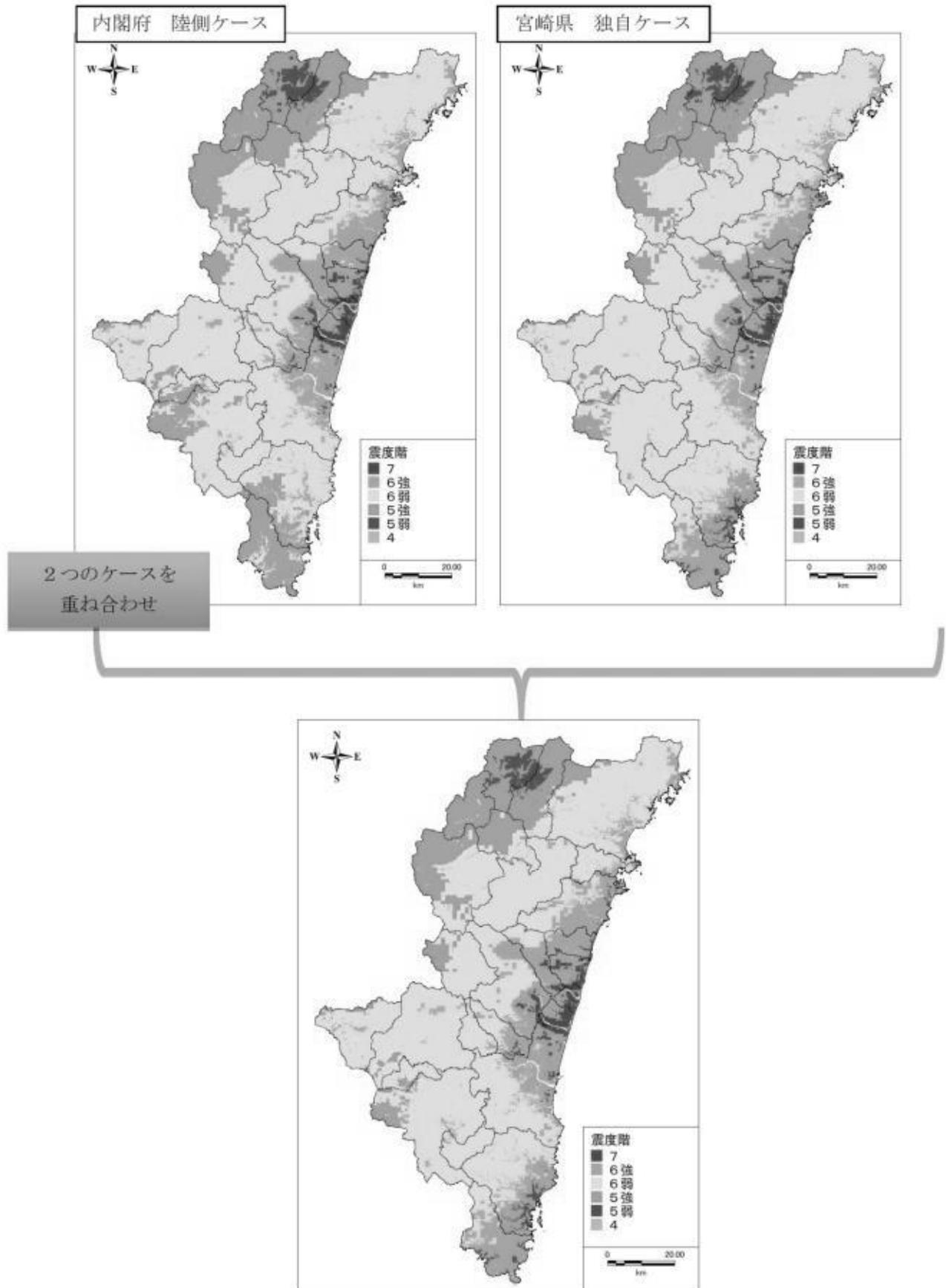
第2款 被害想定概要

1. 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012. 8）の4 ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強振動生成域を新たに配置したモデルを設定した。

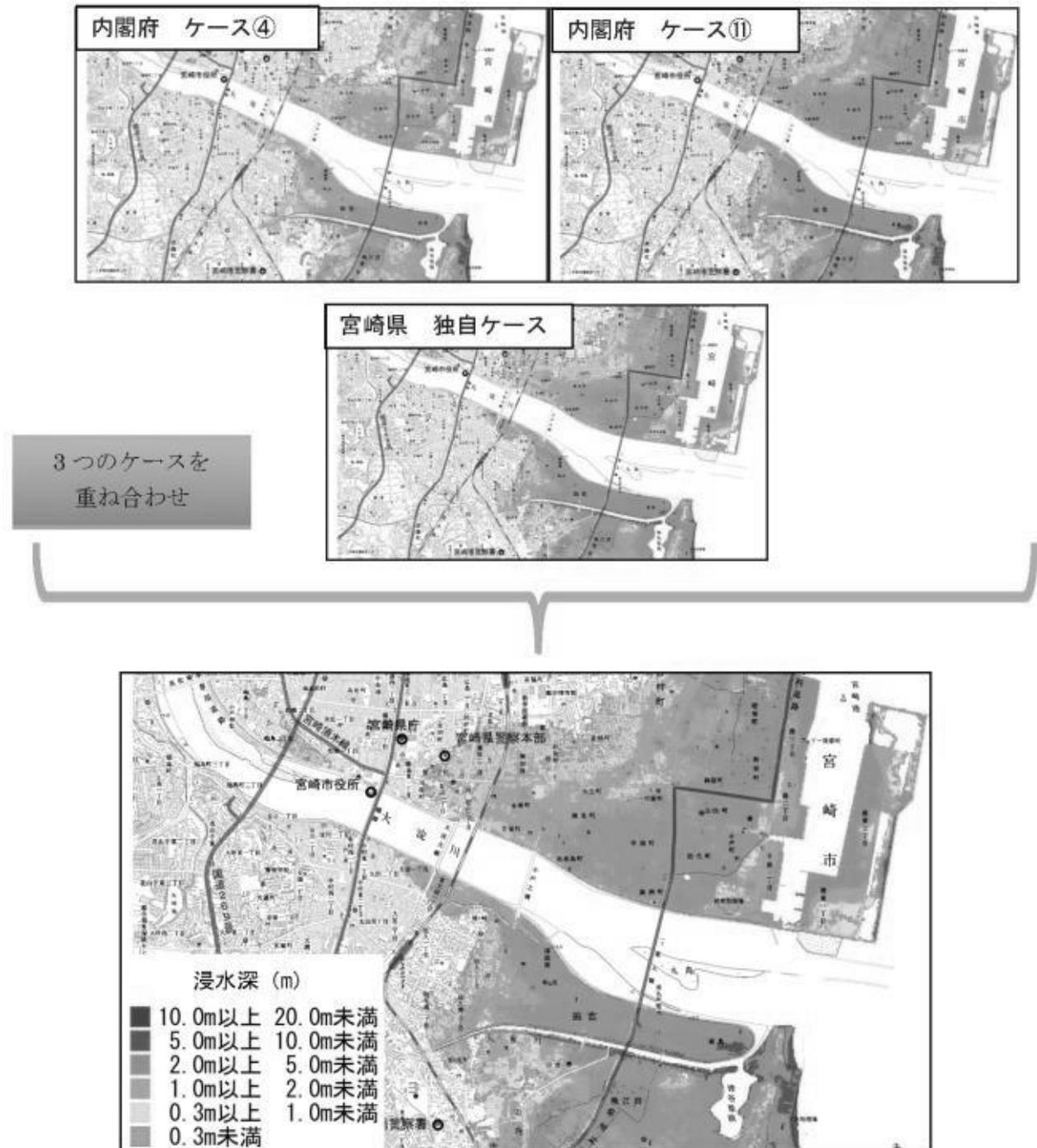
以上の2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。予測される震度分布は、以下のとおり。



2. 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012. 8）の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

以上3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの津波を想定した。



3. 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて各種想定が行われ、本市における各種想定は次のとおりとなった。

【想定ケース①】

内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケースⅡ）を用いて、県が独自に解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県が独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

（最大震度及び最大津波高）

最大震度	最大津波高
震度7	1.5m

（被害想定）

注）次に掲げる被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施されたものであり、数値はある程度幅を持つてみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

①建物被害（全半壊棟数）

ア）想定ケース①（冬18時）単位：棟

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
約430	約2,500	約4,200	約5,000	約30	約60	約9,000	約3,500	約80	約14,000	約11,000

イ）想定ケース②（冬18時）単位：棟

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
約420	約2,500	約4,200	約5,000	約30	約60	約6,300	約4,300	約120	約11,000	約12,000

②人的被害（死傷者数）

ア）想定ケース①（冬深夜）単位：人

建物倒壊				津波		火災		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
約310	約10	約1,500	約190	約5,600	約540	—	—	約5,900	約2,000

イ）想定ケース②（冬深夜）単位：人

建物倒壊				津波		火災		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
約310	約10	約1,500	約200	約3,500	約370	—	—	約3,800	約1,900

③人的被害（要救助者数）

ア) 想定ケース①単位：人

揺れによる建物倒壊に伴う 要救助者数			津波による要救助者数			合計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
約 930	約 540	約 710	約 2,200	約 2,000	約 2,000	約 3,200	約 2,600	約 2,700

イ) 想定ケース②単位：人

揺れによる建物倒壊に伴う 要救助者数			津波による要救助者数			合計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
約 940	約 540	約 710	約 1,500	約 1,400	約 1,400	約 2,500	約 1,900	約 2,100

④ライフライン被害（上水道）

ア) 想定ケース①単位：人

給水人口	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 カ月後	
	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
約 60,000	約 60,000	100%	約 59,000	99%	約 55,000	92%	約 33,000	55%

イ) 想定ケース②単位：人

給水人口	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 カ月後	
	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
約 60,000	約 60,000	100%	約 59,000	98%	約 53,000	88%	約 27,000	45%

⑤ライフライン被害（下水道）

ア) 想定ケース①単位：人

処理人口	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 カ月後	
	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率
約 38,000	約 38,000	100%	約 37,000	97%	約 35,000	92%	約 32,000	86%

イ) 想定ケース②単位：人

処理人口	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 カ月後	
	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率
約 38,000	約 37,000	100%	約 36,000	96%	約 33,000	87%	約 31,000	82%

⑥ライフライン被害（電力）

ア) 想定ケース①単位：軒

電灯軒数	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
約 35,000	約 34,000	98%	約 28,000	81%	約 17,000	49%	約 14,000	39%

イ) 想定ケース②単位：軒

電灯軒数	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
約 35,000	約 34,000	98%	約 27,000	79%	約 14,000	40%	約 9,700	28%

⑦ライフライン被害（通信・固定電話）

ア) 想定ケース①単位：回線

回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
約 18,000	約 17,000	99%	約 15,000	88%	約 11,000	62%	約 6,600	37%

イ) 想定ケース②単位：回線

回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
約 18,000	約 17,000	98%	約 15,000	84%	約 8,100	46%	約 4,400	25%

⑧ライフライン被害（通信・携帯電話）

ア) 想定ケース①

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
14%	A	95%	A	63%	A	54%	A

イ) 想定ケース②

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
14%	A	93%	A	54%	A	42%	B

⑨交通施設被害（道路）

ア) 想定ケース①

津波浸水域被害	津波浸水域外被害	計
約 80 か所	約 40 か所	約 120 か所

イ) 想定ケース②

津波浸水域被害	津波浸水域外被害	計
約 50 か所	約 40 か所	約 100 か所

⑩交通施設被害（鉄道：日豊本線）

ア) 想定ケース①

津波浸水域被害	津波浸水域外被害	計
約 100 か所	約 270 か所	約 370 か所

イ) 想定ケース②

津波浸水域被害	津波浸水域外被害	計
約 90 か所	約 280 か所	約 370 か所

⑪交通施設被害（港湾）

ア) 想定ケース①

区 分	名 称	岸 壁		その他係留施設	
		岸 壁 数	被 害 数	施 設 数	被 害 数
重 要	細 島 港	23 か所	16 か所	26 か所	20 か所
地 方	美々津港			15 か所	14 か所
地 方	平 岩 港			4 か所	4 か所

イ) 想定ケース②

区 分	名 称	岸 壁		その他係留施設	
		岸 壁 数	被 害 数	施 設 数	被 害 数
重 要	細 島 港	23 か所	16 か所	26 か所	20 か所
地 方	美々津港			15 か所	14 か所
地 方	平 岩 港			4 か所	4 か所

⑫交通施設被害（港湾・防波堤）

ア) 想定ケース①

区 分	名 称	防波堤延長	被災防波堤延長
重 要	細 島 港	約 2,300m	約 600m
地 方	美々津港	約 1,400m	約 1,400m
地 方	平 岩 港	約 320m	約 300m

イ) 想定ケース②

区 分	名 称	防波堤延長	被災防波堤延長
重 要	細 島 港	約 2,300m	約 600m
地 方	美々津港	約 1,400m	約 1,400m
地 方	平 岩 港	約 320m	約 300m

⑬生活への影響（避難者）

ア) 想定ケース①単位：人

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外

イ) 想定ケース②単位：人

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外

⑭生活への影響（帰宅困難者）

ア) 想定ケース①

就業者・通学者数	帰宅困難者数
約 33,000 人	約 2,400 人

イ) 想定ケース②

就業者・通学者数	帰宅困難者数
約 33,000 人	約 2,400 人

⑮生活への影響（物資・需要量）

ア) 想定ケース①単位 食料：食、飲料水：L、毛布：枚

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
食料	飲料水	毛布	食料	飲料水	毛布	食料	飲料水	毛布
約 89,000	約 178,000	約 44,000	約 106,000	約 166,000	約 58,000	約 39,000	約 99,000	約 20,000

イ) 想定ケース②単位 食料：食、飲料水：L、毛布：枚

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
食料	飲料水	毛布	食料	飲料水	毛布	食料	飲料水	毛布
約 82,000	約 178,000	約 37,000	約 90,000	約 159,000	約 47,000	約 35,000	約 82,000	約 17,000

⑩生活への影響（医療機能）

ア) 想定ケース①単位：人

人的被害			要転院患者数	医療需要	
死者	負傷者	重傷者		要入院	要外来
約 5,900	約 2,000	約 1,000	約 260	約 1,900	約 1,000

イ) 想定ケース②単位：人

人的被害			要転院患者数	医療需要	
死者	負傷者	重傷者		要入院	要外来
約 3,800	約 1,900	約 970	約 250	約 1,600	約 900

⑪災害廃棄物等

ア) 想定ケース①

災害廃棄物（万トン）		
災害廃棄物	津波堆積物	計
約 180	約 50	約 230

イ) 想定ケース②

災害廃棄物（万トン）		
災害廃棄物	津波堆積物	計
約 150	約 50	約 200

⑫その他の被害（エレベーター内閉じ込め）

ア) 想定ケース①

閉じ込めにつながり得るエレベーター停止建物棟数		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	
事務所	住宅	事務所	住宅
—	約 50 棟	約 10 台	約 90 台

イ) 想定ケース②

閉じ込めにつながり得るエレベーター停止建物棟数		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	
事務所	住宅	事務所	住宅
—	約 50 棟	約 10 台	約 90 台

⑱その他の被害（要配慮者）

ア) 想定ケース①単位：人

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外

イ) 想定ケース②単位：人

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外

⑳その他の被害（1週間後の避難所避難者に占める要配慮者）

ア) 想定ケース①単位：人

65歳以上の 単身高齢者	5歳未満 の乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	要介護認定 者（要支援 者を除く）	難病患者	妊産婦	外国人
約 1,600	約 1,300	約 1,700	約 360	約 220	約 1,100	約 260	約 260	約 140

イ) 想定ケース②単位：人

65歳以上の 単身高齢者	5歳未満 の乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	要介護認定 者（要支援 者を除く）	難病患者	妊産婦	外国人
約 1,400	約 1,100	約 1,500	約 310	約 180	約 910	約 220	約 220	約 120

㉑その他の被害（孤立可能性のある集落数）

ア) 想定ケース①

総数	農業集落	漁業集落	計
17 か所	6 か所	8 か所	14 か所

イ) 想定ケース②

総数	農業集落	漁業集落	計
17 か所	6 か所	8 か所	14 か所

第3節 減災に向けた取り組み

第1款 建物被害の減災効果

1. 減災目標

市内における住宅の耐震化率を、現行の74.4%（平成28年3月改定「日向市耐震改修促進計画」：平成27年3月末での推計値）から、令和6年度末には90%へ高める。

津波からの早期避難率（すぐに避難する人の割合）を高めることにより、人的被害を軽減できるほか、土砂災害対策の充実や、津波浸水リスクを考慮した土地利用の推進、避難場所の確保や避難訓練の実施、広域連携の推進等各種対策にも取り組むことにより、さらに被害の軽減を図っていくことを目標とする。

2. 目標達成のための取組

減災目標を達成するために取り組むべき主な内容は、次のとおりとする。

（1）地域の防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」「共助」が重要であることから、自主防災会の活動支援を行うほか、避難行動要支援者の支援対策、学校や企業での防災対策の促進及び関係機関と地域との連携強化を進め、地域の防災力の向上を図る。

（2）住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

大規模災害において、建築物の耐震化は、建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があることから、まずは建築物の耐震化を強力に進めることとし、併せて家具類の転倒防止対策の促進等による居住空間内の安全確保を図る。

（3）外部空間における安全確保対策の充実

地震・津波災害に強いまちづくりについて、長期的な課題として検討を進めるとともに、重要インフラの整備や土砂災害対策の促進を図るほか、ライフライン対策等の促進を図る。

（4）津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民の避難対策が重要であることから、早急に津波避難場所・避難路の確保を図るとともに、住民への津波避難に関する普及・啓発、津波情報の迅速・的確な伝達を進めるほか、避難訓練の実施、津波防御施設の整備促進を図る。

（5）被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、自衛隊等救助関係機関との連携強化や後方支援拠点を活用した総合防災訓練の実施等を行うとともに、県と連携を図りながら災害拠点病院の機能強化、広域医療搬送体制の充実等の災害時医療体制の整備や、避難所等における保健衛生・防疫対策、震災関連死等の防止対策に取り組む。

（6）防災体制の充実、広域連携体制の確立

防災体制の充実を図るため、業務継続計画の推進や防災拠点施設となる庁舎の活用等を図るとともに、被災者への支援やボランティア関係機関との連携等災害対応力の強化を推進する。また、国や県、他自治体、指定公共機関、企業・関係団体との広域的な連携体制の強化を図る。

第4章 風水害の特性と対策

第1節 基本的考え方

本市は、台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により市民は大きな被害を被っている。

このため、本章は市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成17年の台風14号をはじめ、平成19年の台風4号、平成28年の台風16号等、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

第2節 被害想定

第1款 洪水による災害

市における洪水氾濫の可能性が考えられる危険地域は、下表のとおりである。

流域名	洪水危険箇所
庄手川流域	庄手川流域で標高の低い、いわゆる谷底低地・沖積平地に分類される地域で大王谷地区の低地
塩見川流域	塩見川流域の谷底低地・沖積平地部分で塩見地区、日知屋地区（日向市の中心部を含む。）及び塩見川流域南部の財光寺の各地区の低地
富高川、奥野川流域	いずれも塩見川の上流域の支流であり、それらの流域の谷底低地・沖積平地部分で高見橋通り、広見、本谷、西川内、奥野等の各地区
赤岩川流域	日向灘に面した海岸沿いで、沖積平地部でお倉ヶ浜、美砂、赤岩、平尾等の各地区
耳川、坪谷川流域	耳川流域の谷底低地・沖積平地部や日向灘に直接流入する流域で、迫野内、鶴野内、羽坂、田野、仲深、坪谷、小野田、福瀬、余瀬、飯谷、幸脇、立縫等の各地区
石並川、水無川流域	石並川、水無川流域の谷底低地・沖積平地部で、美々津町の一部
小丸川流域	小丸川とその支流である児洗谷川が合流する地域で、児洗、一松露、黒松等の各地区

第2款 その他の気象災害（豪雨などに起因する土砂災害）

その他の災害としては土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地、地すべり）等、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等の危険箇所及びそれらの災害によってもたらされる危険区域等について、土砂災害ハザードマップに示す。

1. 土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地、地すべり）等

土砂災害警戒区域等とは、「土砂災害防止法」に基づき宮崎県が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」のことであり、それぞれの分布域については下記のとおりである。

（1） 土石流の発生が予想される土砂災害警戒区域（土石流）等

土石流に対する警戒避難基準雨量は、一般的には連続雨量 150mm以上、又は時間雨量 50mm以上とされている。その分布域は、主として渡川、坪谷川、石並川、庄手川、富高川、奥野川等の流域に分布し、住宅地や集落に直接流入する上記各河川の支溪流が大部分を占める。地区では、越表、坪谷、迫野内、福瀬、日知屋北部、富高、細島、権現原、小原等の各地区が該当する。

（2） 急傾斜地崩壊の発生が予想される土砂災害警戒区域（急傾斜地）等

急傾斜地崩壊のおそれがある分布域の自然的特徴は、がけ部に人家が存在している所、山地部周辺の人家が存在している所及び山地を切り開いて新しく住宅地とした所となっている。従って、坪谷、越表、小野田、永田、細島の米の山周辺、幡浦、岩崎、美々津町の段丘がけの部分等が該当する。

（3） 地すべりの発生が予想される土砂災害警戒区域（地すべり）等

地すべりの発生のおそれがある分布域は越表、坪谷、細島米の山北側、櫛の山西側、富高の各地区となっている。

2. 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区は、耳川河口の中町を除くと、いずれも塩見川より北側と東郷町域に位置し、富高、日知屋北部、細島、塩見、越表、坪谷、福瀬等の山地部が該当する。

3. 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区は、日向市全域の山間部に分布している。主な流域は、奥野川、西川内川、耳川、小丸川、坪谷川等の流域である。